

いじめ防止のための基本方針



令和6年3月改訂

山梨市立後屋敷小学校

本方針は、人権尊重の理念に基づき、すべての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ問題の根絶を目的として策定する。

1. いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめ問題に関しては、本校のどの児童にも起こりうるものと考えながら、この卑劣な行為は絶対に許されないという共通認識のもと、いじめの未然防止を図るとともにいじめの早期発見・早期対応に取り組む。そして、いじめ防止に向けて日常の指導体制を常に見直しながら、いじめを認知した場合は、適切かつ速やかに解決に向けた取組を組織的に行うものとする。

(1) いじめの定義

◆いじめの定義

「いじめ」とは、当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめの防止対策推進法2条)

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが望まれる。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目することが大切である。

(2) いじめに関する基本的認識

いじめ問題には、次のような特質があることを十分に認識して、的確に取り組むことが必要である。

- ①いじめは、人間として決して許されない行為であり、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。
- ②いじめは、どの児童にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。
- ③いじめは、様々な様態があり、大人が気づかないことも多く、発見しにくい。
- ④いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑥いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑦いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- ⑧いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

2. いじめ対策の組織

いじめに対しては、「学校が組織的に対応することが必要であること」「必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資することが期待されること」から、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。そして、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行うものとする。

(1) いじめ対策委員会の設置

本校の組織は、校長、教頭、教務主任、養護教諭、生徒指導主任、各学年ブロックの生徒指導担当、特別支援コーディネーターを構成員とした「いじめ対策委員会」とする。

その他必要に応じて、外部専門家等を構成員とする。

(2) いじめ対策委員会の役割

この組織は次の役割を担うものとする。

- ①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(3) いじめ対策委員会の開催

定例のいじめ対策委員会は、生徒指導主任を中心に、月に1回程度開催する。

3. 未然防止の取組

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」を始めとする未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にもどの学校にも起こり得る」という認識をもちながら、好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、いじめを生まない土壌づくりに取り組む必要がある。そのために、次の7つの視点を重視する。

- ①好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。
- ②たとえトラブルが発生しても、それがいじめへとエスカレートすることのないよう、全ての児童が活躍できる場面を作り出す視点で「授業づくり」と「集団づくり」を常に見直していく。
- ③「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め、全ての児童に集団の一員としての自覚や自信を発達段階に合わせて育み、互いに認め合える人間関係・学校風土を形成していく。

- ④ P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換の場を設けるなどして、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを保護者に働きかける。また、学級通信等を通じて、いじめ防止への協力を図る。
- ⑤ 学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、いじめの防止等の対策のための組織への報告を始めとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。
- ⑥ いじめに向かわない態度・能力の育成に向けた指導に当たっては、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することによりいじめに正面から向き合うことができるよう実践的な取組を行う。その際、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶようにする。
- ⑦ 発達障害を含む障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒、震災等により被災した児童生徒など、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ⑧ 感染症等にかかる風評被害等への対策として、感染者や濃厚接触者、医療従事者やその家族に対して、差別、偏見、誹謗中傷・いじめなどが起きることのないよう関係機関と連絡し、指導・支援を行う。また、児童生徒や保護者が感染症に係る正しい情報を得られ、家庭でも対策ができるよう組織的な指導・支援を行う。

4. 早期発見の取組

いじめは、早期発見が早期解決につながることから、早期発見に努めることが大切である。そのためには日頃からの教職員と児童との信頼関係の構築は欠かせない。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起きており、教職員は潜在化しやすいことを認識しつつ、信頼関係のもと、児童の些細な言動から変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを感じ取る感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させなければならない。

(1) 早期発見のための手立て

早期発見のために、日頃から児童が示す変化や危険信号を見逃さないこととともに、適切な情報の収集を行うものとする。

- ① いじめを、児童の変化やサインから早期に発見する。
- ② いじめを、教育相談から早期に発見する。
- ③ いじめを、定期的なアンケート調査から早期に発見する。
- ④ いじめを、家庭や地域、児童、教職員の情報から早期に発見する。

5. いじめへの対処

いじめが発生した場合の対処の方法を次にまとめる。

(1) 基本的な考え方

- ・いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うこと。
- ・教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。
- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の少なくとも2つの要件が満たされている必要があること。

ア いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月）

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、学校の設置者と連絡を取ったうえで、所轄の警察署と相談する。
- ・いじめが「重大な事態」と判断された場合は、設置者の指示に従って、必要な対応を行う。 ※P8「学校用 重大事態対応フロー図」参照

(3) いじめられた児童生徒またはその保護者への支援

◆児童に対して

- ・事実確認とともに、まずはつらい気持ちを受け入れて、共感から心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密は守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望をもたせ、自尊感情を高めるよう配慮する。

◆保護者に対して

- ・早急に家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受けとめる。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向けて取り組むことを伝える。
- ・家庭で児童の変化に注意してもらい、些細なことでも学校に相談するよう伝える。

(4) いじめた児童生徒への指導またはその保護者への助言

◆児童に対して

- ・いじめた気持ちや状況について十分に話を聞き、いじめた背景にも目を向けた指導を行う。
- ・心理的な孤立感・疎外感などを与えないよう一定の教育的な配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として許されない行為であることや、いじめられた側の児童の気持ちを考えさせる。

◆保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・児童の変容を図るため、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言を行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考えさせ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、恥ずかしいことではなく、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。
- ・いじめに関するマスコミ報道や体験事例等の資料をもとに、いじめについて話し合わせ、自分たちの問題として認識させる。

(6) ネット上のいじめへの対応

近年、パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷等をネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどにより、いじめを行う事態が出ている。これについては、学校での対応には限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導することが重要と考える。

- ①「ネット上のいじめ」は深刻な影響を与えることを認識させること。
- ②家庭において、フィルタリングだけでなく、危険から守るためのルールづくりを話し合い実行させること。
- ③家庭では、メールを見たときの表情の変化などトラブルに巻き込まれたことに気づいたならば、躊躇なく子どもに問いかけ、即座に学校に相談すること。
- ④児童生徒に対して、インターネット上のいじめが刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る等、重大な人権侵害に当たることを理解させるための情報モラル教育の充実を図る等の必要な教育活動を促す。

- ⑤インターネット上の不適切なサイトや書き込み等の実態把握と，それを踏まえた対応
・対策の周知を図るとともに，状況に応じて関係機関との連携を図る。

6. その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめへの対応は，学校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく，学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し，組織的に対応することが必要である。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう，平素からこれらの対応の在り方について，全ての教職員で共通理解を図る必要がある。

(2) 校内研修の充実

いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。たとえば，個々の児童や学級の様子を知るためには，教職員の気づきが大切である。児童と同じ目線で物事を考えて共に学校生活を送ることから，一人ひとりの児童の置かれた状況や心の様子を推し量ることができる。児童の様子をしっかりと把握した上で指導をするための，子どもをみとる力を高める研修が望まれる。

(3) 校務の効率化

諸会議の運営方法の見直しや精選，校務支援システムの活用など教職員の業務の見直しを行い，いじめに係る相談等に応じる時間を一層確保するとともに，児童と向き合う時間の確保に努める。

(4) 学校評価

学校評価の項目として，学級にいじめがあったかどうかという観点ではなく，どのように対処したかなど適切な対応の観点から項目を設定し，評価をしていくことが望まれる。

参考文献

- ・ 県・市町村・学校における「いじめ防止基本方針」の策定について
山梨県教育庁義務教育課
- ・ 生徒指導リーフ増刊号「いじめのない学校づくり」 国立教育政策研究所

※令和6年3月一部改正

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力